

「G o T o トラベル事業」に係る意見書（案）

現在、新型コロナウイルス感染症については、本県では感染拡大が落ち着いてきており、全国的にも首都圏を除き緊急事態宣言が解除され、経済活動の再開も徐々に本格化している。

しかしながら、首都圏では、感染縮小が下げ止まり傾向にあり、依然として医療のひっ迫も解消されていない。

このような状況において、1都3県における緊急事態宣言延長の影響などにより、全国的に「G o T o トラベル事業」が一時停止しているため、本県の観光産業の先行きも不透明な状況にある。

本県としても、県民の生命を守るために感染者数を抑えつつ、医療提供体制や社会機能の維持に取り組むとともに、県内経済の活性化のために旅行者の安全・安心な受入体制づくりに全力で取り組んでいるが、国においては地方の重要産業である観光産業を下支えするため、「G o T o トラベル事業」の運用にあたっては、感染防止と経済活動の両立が図られるよう、下記の点について要望する。

記

「G o T o トラベル事業」の再開にあたっては、感染状況など地域の実情を踏まえ、まずは感染が落ち着いている地域の宿泊施設を、その地域の住民の利用に限るなど段階的に再開し、感染状況に応じ適切かつ弾力的に運用すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 3 月 1 8 日

様

和歌山県議会議長 岸本 健
(提出者)
藤山 将材
長坂 隆司
奥村 規子
多田 純一

(意見書提出先)
衆議院議長

参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
観光庁長官